

岸崎佐久次と『出雲風土記抄』

大日方 克己

キーワード：風土記、出雲風土記抄、岸崎佐久次、松江藩

はじめに

出雲国風土記の最初の本格的な研究書として知られているのが、天和三年（一六八三）に松江藩士岸崎佐久次（時照）によって著された『出雲風土記抄』（以下、風土記抄）である。ほぼすべての地名や神社の比定を特徴とするこの書は、その後の出雲国風土記の考証や研究に大きな影響を与えていている。

たとえば、その約百年後の天明七年（一七八七）に遠江の国学者内山真龍が著した『出雲風土記解』においても、比定は風土記抄に依拠したものになつてゐる。^①また現代の出雲国風土記研究の基礎を築いた加藤義成氏も風土記抄の比定をベースに研究を開拓し^②、その他多くの出雲国風土記の注釈書、研究に継承されている。

風土記研究における大きな位置を占める岸崎佐久次であるが、一方で『免法記』『田法記』という松江藩の徵租に関する著書をもつ地方役

人、郡奉行としての側面もまたよく知られている。出雲地域の近世史においては、近年相次いで刊行された島根県内市町村史のなかに岸崎佐久次の名を標題に冠した一節が設けられているように、その位置づけは大きい。たとえば『宍道町史』通史編は近世をあつかう下巻第四章のなかに「地方支配制度の成立——岸崎佐久次とその時代」、『大社町史』も近世をあつかう中巻第四章の第八節一「松平氏の検地と徵租」のなかに「岸崎佐久次」の項をたてている。^③十七世紀の松江藩地方支配制度成立において果たした役割の大きさが評価されているのである。

このような岸崎佐久次に対する従来の理解は、風土記抄の自序に直政公より綱近公まで御三代、予既に三十余年四季に国中をめぐり、村里の東西南北其道度を踏み分て、高山の峯、短山のすそ、谷の小川の水上神社仏閣の旧跡をたづね求む、^④また杵築松林寺宏雄の跋文に「此鈔者、神門郡監岸埼氏、公務之暇潤^⑤於筆」と記されるように、地方役人を本務として領内各地を巡回する

かたわら、風土記の調査と研究を重ね風土記抄に結実させた人物といふものである⁽⁸⁾。しかし、地方役人であることが風土記調査に活かされたという条件面以上には、なぜ岸崎佐久次が出雲国風土記に関心をもち、調査を行つたのかについて、これまでの検討は十分だつたとはいえないようと思われる⁽⁹⁾。

本稿は、岸崎佐久次の松江藩地方役人としての側面に着目しながら、風土記抄の特徴を分析し、風土記抄そのものの位置づけの再検討を試みるものである。

一 岸崎佐久次と松江藩

(1) 岸崎佐久次の経歴

松江藩の『列士録』によれば、岸崎佐久次の父初代佐久次は若狭国の生まれで、寛永十五年（一六三八）に松平直政の松江入部とともに徒衆として召抱えられた。二代目となる岸崎佐久次は正保三年（一六四六）に跡目を相続し、慶安三年（一六五〇）に勘定所詰となり、承応二年（一六五三）から明暦三年（一六五七）まで春秋檢地立見御用をつとめた。万治元年（一六五八）に郷方役に任じられ、寛文六年（一六六六）に地方役、延宝七年（一六七九）には郡奉行に昇進する。

『田法記』の巻末には、

予既に承応元壬辰之秋初て能儀郡に出、雀部氏に隨身して一秋を計り、夫より明暦三丁酉まで六年之中老功之者に相隨、民之事業を同、先づ同四戌秋より地方役儀に備り、延宝六年秋まで貳拾有毫年相務之、

と記され、萬寿寺に残る岸崎佐久次の墓碑でも「従司税雀部氏督賦、入能義郡、因計十郡之人、（中略）承応壬辰至明暦丁酉、実六年矣」と記されている⁽¹⁰⁾。承応元年（壬辰）から地方まわりに入り、翌年から春秋檢地立見御用とされたことになる。

その後、郷方役、地方役に任命されるが、宝暦元年（一七五二）の「雲陽郷方古今覚書」によると、地方役人の制度自体が万治元年から始まり、岸崎らが最初の地方役人だつたとしている⁽¹¹⁾。地方役人は、年々の収穫を検査、年貢徵収額の算出などを専門的に担うものであり、春秋檢地立見御用から地方役人という岸崎の経歴は、松江藩の地方支配制度の成立過程と軌を一にするものといえる。この間、郷方役だつた寛文二年（一六六二）に松江藩の租法について記した『免法記』、郡奉行だつた天和二年（一六八二）に『田法記』をそれぞれ著している。田の等級を二二等に査定しそれに基づく税率の算出方法などを記したもので、その微租のシステム 자체も岸崎らが地方支配制度とともに作り上げていったものとみなせよう。

ところで岸崎が郷方役に任命された万治元年（一六五八）に、楯縫・出雲・神門三郡の郡域再編が行われている。宍道湖に流入する斐伊川の河道が確定したことにより、斐伊川を郡境として、神門郡内の斐伊川東側の十一ヶ村（上阿宮・下阿宮・出西・求院・神立・千家・北島・井上・別名・鳥屋・富）を出雲郡に、宍道湖西岸に楯縫郡の飛び地として開発された五ヶ村（南・福富・黒目・中洲・沖洲）を出雲郡に、出雲郡のうち斐伊川北岸になつてしまつた十ヶ村（西林木・東林木・美談・国富・西代・出来洲・口宇賀・奥宇賀・唐川・別所）を楯縫郡に、それぞれ入れ替えるものだつた。同時にそれまでの出東郡の表記が出雲郡に改め

られた。ただし訓み方は「いざも」ではなく「しゅつとう」のままとされた。出雲郡は、中世には出東郡と出西郡に分かれ、後者は神門郡に併合されていたので、古代の出雲郡が復活したかにもみえるが、楯縫郡に編入された地域の大部分は古代の出雲郡に属していたと考えられ、單純に古代への回帰とするわけにはいかない。しかし訓みが「しゅつとう」のままとはいえ、「出雲」郡の表記が復活した点は注目してよい。

この郡域再編に岸崎が直接かかわったともされるが⁽¹⁴⁾、地方支配制度と地域の枠組みの成立に密接にかかわるものであるだけに、岸崎との関係、あるいは岸崎自身の認識への影響は大きかつたといえよう。

(2) 寛文年間の松江藩

地方支配制度自体は、村を末端の行政単位として形作られる。村が幕藩領主の百姓支配の単位として機能していくためには、村やその下部単位の範囲と石高が確定されなければならない。それは検地という作業を通じて実現される。残されている検地帳からみて、松江藩において検地が盛んに行われるようになるのは寛文年間以降だとされる。⁽¹⁵⁾岸崎佐久次が地方役として活動していた時期は、検地の進行とともに郡村の枠組が形成されていった時期としても位置づけられるのである。

その過程で寛文四年郷帳が作成されていたことが各種史料に散見する。たとえば宝暦年間に編纂された『雲陽大数録』においては、「御判物高」と並んで「寛文辰之郷帳高」が参照され、検地帳の多くに「寛文四辰之郷帳前」の石高が記載されているように、松江藩における郷村、石高の基礎資料の一つとして位置づけられていた。

この寛文四年（一六六四）には、寛文印知に際して諸藩でもそれぞれ

郷帳が作成され幕府に提出されていた。寛文印知は、諸大名が支配領主層であり、将軍が統一的知行体系の頂点にたつものであることを明確に示す行為であったが、具体的には次のようなものだつた。

寛文四年三月、將軍家綱から朱印改めが命じられ、諸大名は自領の指領知宛行状を交付した。諸藩から提出された郷帳などの基礎資料に基づいて石高が決定され、判物・朱印状が交付されたのである。『寛文朱印留』に収録されている判物・朱印状はすべて寛文四年四月五日付になつてゐるが、實際には四月二八日から八月二六日にかけて交付されている。松江藩松平直政には七月十一日に交付された。⁽¹⁶⁾

寛文印知は諸藩の領知高を確定していくものでもあつたが、同時に諸藩では郷帳の作成にあたつて郡村名の確定やその由来を明らかにする必要に迫られた。⁽²²⁾その過程で郡名・郡域が変更され、あるいは古代の郡名への復帰が目指されたりした事例の多数存在することが指摘されている。⁽¹⁷⁾たとえば会津藩の場合、幕府から領内の郡名の異同を詳細に記し、由来不明のものは伝えのままに書き出すように命令されたが、不明点が多く検討課題も続出し、結局不分明なまま郷帳を提出せざるをえなかつた。そのため領知判物には正しい郡名・地名が記載されなかつた。このことが寛文六年（一六六六）にひとまず完成する『会津風土記』になかつた。そのため領知判物には正しい郡名・地名が記載されなかつた。このことが寛文六年（一六六六）にひとまず完成する『会津風土記』になかつた。そのため領知判物には正しい郡名・地名が記載されなかつた。このことが寛文六年（一六六六）にひとまず完成する『会津風土記』になかつた。

寛文年間には『会津風土記』のほかにも同様な地誌がいくつかの藩で編纂された。寛文三年（一六六三）の林齋峯の序文をもつ『芸備国郡志』（広島藩）、同七年の『常陸國風土記』（水戸藩）、同九年の『相馬風土記』（平藩）などである。これらは寛永二十年（一六四三）に林羅山が

編纂した『本朝地理志略』を先駆とし、慶安五年（承応元年＝一六五二）の林羅山門弟水田善斎による『南紀略志』（和歌山藩）などを継承し、中国方志に倣いながらも古代の風土記を意識して編纂されたものであるが、同時に会津藩と同様に寛文印知により領国把握とその歴史に直面したことが契機となつたとされている。⁽²⁷⁾ 寛文印知は地域の枠組みにてて新たな問題を引き起こしていったのである。⁽²⁸⁾

しかし松江藩においては、寛文印知以前すでに、承応二年（一六五三）に出雲に下向した林羅山門弟の藩儒黒沢石斎が風土記にもとづく地誌『懷橘談』を著し、また「出雲郡」の表記が復活するなど風土記を意識した歴史認識が表面化はじめていた。

領国の把握と歴史という諸藩が共通して直面することになった課題とともに、松江藩ではこの時期もう一つ古代を意識せざるえない大きな問題が進行した。杵築大社の正殿造営と神仏分離であり、祭神の中世におけるスサノオから古代の大國主（オオナムチ）への回帰である。⁽²⁹⁾ 神仮習合状態に対する黒沢石斎『懷橘談』のきびしい批判の影響もあり、寛文元年（一六六一）に幕府から造営遷宮の許可が下りたことを契機に、松江藩の支援により正殿造営とともに仏教色の排除が一举に進められていったのである。同四年の仏教施設の撤去から造営工事は本格化し、同七年三月三十日に正殿式遷宮を行つた。

この事業の幕府側担当者、寺社奉行井上正利は山崎闇斎の門弟であり、会津藩主保科正之に山崎闇斎を紹介した人物である。山崎闇斎は『会津風土記』に寛文六年八月六日付の序文を記し、

我風土記太政官掌^レ之、王室衰焉、官職廢焉、或放散而不^レ収、或亡失而不^レ補、今流^二落人間^一者、往々非^二本書^一也、可^レ歎而已矣、

と、古代の風土記の亡失を嘆いている。ところが同書の寛文十一年十一月中旬付林鷺峯の序文は、

風土記亦湮滅矣、自^レ此輶軒之使絶、而方土之言不^レ奏、而不^レ能^一
再興^一也、然猶幸有^二出雲^一国全存^一、又有^二豊後国残簡^一、
と、出雲と豊後の風土記の残存について触れ、さらに『会津風土記』が延宝二年（一六七四）に補修された際に訂正されたらしいのであるが、

『垂加草』所収の山崎闇斎序文は傍線部分が、「出雲之外未^レ見^二其本書^一也」となつてゐる。

山崎闇斎は寛文六年の序文執筆時点で、出雲国風土記が残存していることを認識していなかつたのである。その後ほどなく出雲国風土記を入手し序文を訂正したことになる。山崎闇斎が入手し所持した出雲国風土記は後に谷秦山に相伝されるもので、倉野本と同系統の写本だと推測されている。⁽³⁰⁾ 山崎闇斎がいつ誰から出雲国風土記を入手したかは不明であり、写本系統の分析もふまえて明らかにされなければならぬ問題ではあるが、それが寛文六年以降である点には注意したい。

その寛文六年には、杵築大社の造営をめぐつて幕府との交渉に国造目代として江戸に出向いた神官佐草自清が、寺社奉行井上正利に対しても、延喜式や出雲国風土記の記載をあげ真名井神社について説明をしている。⁽³¹⁾ 神社の由来について風土記を参照することが、井上正利らにも認識されたはずである。すでに寛永十一年（一六三四）に尾張藩徳川義直から日御碕神社に出雲国風土記が寄進されていたが、承応二年の黒沢石斎の出雲下向と『懷橘談』を契機に表面化した地域や神社の由来を風土記に求める動きは、寛文年間の寛文印知や杵築大社造営、神仏分離などを通じて、さらに深まつていったとみてよい。

岸崎佐久次の風土記への関心とその調査は、以上のような承応から寛文年間の状況と、地方役人としての位置を前提に考えなければならない。なにより岸崎は承応元年から地方まわりに入り、地方役人として活動し始めたのであるが、まさにその時に黒沢石斎が下向し『懐橘談』を著しているのである。

二 『出雲風土記抄』の記述の特徴

(1) 『懐橘談』と風土記

黒沢石斎は伊勢外宮長官桧垣常晨の臣与村弘宣の子で、本名は安部三右衛門弘忠といい、江戸に出て、林羅山に師事した。寛永十八年（一六四一）に林羅山の推舉で、松江藩主松平直政に藩儒として迎えられた。承応二年（一六五三）にその下向に従つてはじめて出雲に入った。

表1 『懐橘談』の構成と出雲国風土記との対応

項目	風土記との対応	
	地名一致	本文引用
序		
海陸眺望		
出雲大概	○	
意宇郡附能義郡	○	
安来	○	○
母理	○	○
富田		
岡ノ庄	○	○
宍道		
左々布	○	○
忌部	○	○
熊野山	○	○
玉造山	○	○
布自奈		
賀茂	○	○
乃木		
拝志	○	○
大草	○	○
野城	○	○
来待	△ (来待川)	△
山代附伊勢諾宮	○	
大庭附伊勢冊宮		
佐久佐		
手間		
出雲里		
錦の浦		
袖師浦		
焼島		
国分寺		
平浜		
白潟		
松井	△	
島根郡		
府城	○	○
黒田	○	○
匏池		
荒隈	○	○
白髮城		
朝酌		
枕木		
東照權現宮		
市成		
方結		
法吉		
生馬		
山口		
野浪		
加賀		
千酌		
雲津		
美保	○	○
秋鹿郡		
佐太	○	△
手結浦	△ (手結崎)	△
伊の浦	△ (伊野郷)	○
大野	○	○

項目	風土記との対応	
	地名一致	本文引用
楯縫郡	○	○
左香	○	○
一畠寺	○	△
玖潭	○	○
沼田	○	○
平田		
十六島		
出雲郡	○	△
美談	○	○
宇賀	○	○
鰐淵山		
神門郡	○	○
朝山	○	○
治市	○	△
今八	○	○
野岸	○	○
高岸	○	○
志多伎	○	○
神門湖	○	○
菌松山	○	○
赤塚		
菱根池		
杵築		
日御崎		
鷺宮		
三瓶山		△
飯石郡	○	○
熊谷	○	○
屋	○	○
多祢	○	○
須佐	○	○
宮内		
入間		
波多		
來島		
赤穴		
託和		
仁多郡	○	○
三処	○	○
布勢	○	○
日田	○	○
横田	○	○
阿伊	○	○
三沢		
大原郡	○	○
神原	○	○
屋代	○	○
佐世	○	○
阿用	○	○
海潮	○	○
来次	○	○
斐伊	○	○

△は対応するが一部相違点のあることを示す。

その途中「八雲立国の海陸山野の眺望十日、是非共に并せ記して見せよ、用捨は工夫に有るべし」と命じられて著したのが『懐橘談』だとされる。

『懐橘談』は、まず冒頭の「海陸眺望」において難波から出雲国に入るまでを記した後、出雲国内各地の状況を各郡⁽³³⁾とに記述する。それは「出雲大概」からはじり、意宇郡（附能義郡）以下風土記と同じ順序で構成される。寛文印知の領知判物が島根郡・秋鹿郡・楯縫郡・出雲郡・神門郡・飯石郡・仁多郡・大原郡・能義郡・意宇郡、享保二年（一七一七）成立の地誌『雲陽誌』⁽³⁴⁾が島根郡・秋鹿郡・意宇郡・能義郡・仁多郡・大原郡・飯石郡・出雲郡・楯縫郡・神門郡と、それぞれ松江城のある島根郡から記述していることは対照的である。表1に示したように、各郡内の地名も、風土記にみえる地名を多く採り、風土記を引用する部分も多い。風土記に準拠して記述していることが明らかである。

前述のように林羅山・鷲峯周辺でいち早く地誌編纂が試みられていたが、林羅山は『本朝地理志略』の参考資料として『諸国風土記抜翠』⁽³⁵⁾と題する古風土記逸文集成を著したとされている。⁽³⁶⁾ 風土記への関心とその収集が試みられていたのであるが、それはさらに徳川家康周辺へとさかのぼつていく。

出雲国風土記の最古の写本とされる細川家本は、細川幽斎が慶長二年（一五九七）十月に徳川家康所持本を書写したものである。その前後家康は残存する風土記の収集を試みている。文禄四年（一五九五）には、『豊後国風土記』が冷泉為満から山科言経、細川幽斎を経て家康のもと貸しだされ、また梵舜が豊後國風土記と出雲国風土記を書写し、後に家康の手に渡っている。慶長二年には『常陸国風土記』も冷泉為満から

借用している⁽³⁷⁾。家康の死後、その所蔵本は林羅山により江戸の将軍家や御三家に分与された。寛永十一年に尾張藩徳川義直が日御碕神社に寄進した出雲国風土記は家康所持本の系統と考えられ、現在蓬左文庫に所蔵される出雲国風土記と近い関係にある⁽³⁸⁾。家康が風土記に 관심をもち収集をしたことは、政権掌握後に慶長国絵図の作成を進めたこととあわせて、日本地理掌握への指向を示すものとされる⁽³⁹⁾。

黒沢石斎の風土記への関心と『懐橘談』はこうした流れの中に位置するものである。承応二年の石斎の下向と『懐橘談』は、地方支配制度を作り上げつつあつた松江藩において、その領国把握と歴史の両面で、改めて出雲国風土記を意識させたであろうし、その前線に立った岸崎佐久次にも大きな影響を与えたと考えられる。

（2）神社記述の特徴

風土記抄の形式は、まず出雲国風土記の本文を掲げ、それに対する説明が「鈔曰」として記述されるものである。ここではその「鈔曰」の部分を風土記抄の記述として検討する。

まず各郡ごとの神社名列挙部分に対する風土記抄の記述をとりあげる。各神社名の多くを見在する神社に比定していることが特徴であり、その社会的、歴史的影響は大きいが、ここで問題としたいのは島根郡の記述である。

細川家本、日御碕神社本、倉野本などの出雲国風土記古写本はいずれも島根郡の神社名の大部分と加賀郷条の一部などを欠落させている（脱落本）。一方で欠落部分を補つてある補訂本も存在する。風土記抄と万葉緯本である。万葉緯本は今井似閑の『万葉緯』に収録されている

もので、元禄十三年（一七〇〇）以前の書写と考えられているが、風土記抄と近い関係にあり、それを基礎にした可能性が指摘されている。⁽⁴²⁾ そうすると最古の補訂本は風土記抄ということになり、その補訂の根拠が問題になる。加藤義成氏は早い段階で脱落部分が補訂された写本が出雲地域に伝来しており、風土記抄はそれを本文に採用したと推測した⁽⁴³⁾。しかし風土記抄以前に補訂本系写本が存在したことを示す確実な根拠はなく、平野卓治氏は岸崎佐久次が独自に補訂したものではないかと推測している。⁽⁴⁴⁾

黒沢石斎をめぐる状況からすると、その所持していた風土記は、家康あるいは梵舜から林羅山周辺を経て書写されてきたものと推測され、脱落本であった可能性は高い。石斎所持本か、それ以前に出雲にもたらされた日御崎神社本か、いずれにせよ脱落本を前提に岸崎佐久次が何らかの資料にもとづいて補訂したことは十分に考えられる。

風土記の神社名記載は、各郡ごとに「在神祇官社」、「不在神祇官社」をそれぞれ列举し、末尾にそれぞれの合計社数を記すものである。島根郡の場合、「在神祇官社」をすべて脱落させ、「不在神祇官社」として大崎社・太崎川辺社・朝酌下社・努那弥社・椋見社の五社のみを載せ、「以上冊五所、並不在神祇官」の記述で結んでいる。「在神祇官社」すべてと「不在神祇官」四〇社が脱落しているのである。

風土記抄では「在神祇官」十四社と「不在神祇官」三〇社の名を補い、「以上冊五所、並不在神祇官」としているのである。⁽⁴⁵⁾ 風土記の「在神祇官社」とは官社を指し、『延喜式』卷九・十（神名式）に記載される神社、いわゆる式内社になる。延喜神名式では島根郡神名はちょうど十四座記載されているので、その記載順どおりに「在神祇官社」脱落部分が

ある時点で補われたことは明らかであり、先行研究の見解はほぼ一致している。問題は「不在神祇官社」である。

風土記冒頭には出雲国の「不在神祇官社」総数が「弐佰壹拾伍」と記される。この数は細川家本・日御崎神社本・倉野本・万葉緯本・風土記抄のすべて同じである。島根郡以外の各郡の「不在神祇官社」数を合計すると一七〇となり、その差四五が本来記載されていたはずの島根郡の「不在神祇官社」数になる。したがって風土記抄では島根郡十社分が最終的に脱落したままになっていると理解されている。⁽⁴⁶⁾ 風土記抄は島根郡不在神祇官社数を「以上冊五所」と記し補訂数と合致させているが、細川家本・倉野本などが「以上冊五所」としていることからすると、風土記抄は、「以上冊五所」と記す、たとえば日御崎神社本のような写本に従つたため、三〇社ですべて補えたと考えていた可能性はあるだろう。⁽⁴⁷⁾

細川家本・風土記抄・万葉緯本と現行諸校訂本の島根郡神社記載順を対比させたものが表2である。風土記抄では朝酌社の次に朝酌下社を補い、椋見社と「以上冊五所、並不在神祇官」の間に大井社から須衛都久社までの二九社を補っている。沖森ほか校訂本以外はすべて大井社から須衛都久社までの二九社を大崎社の前に置いている。「在神祇官」十四社と「不在神祇官」二九社が連続して脱落したものと考えて校訂しているのである。分量から、一葉とばして書写してしまったことが脱落の原因だとも考えられている。⁽⁴⁸⁾

風土記本文の原形は諸校訂本のように椋見社を最後に配置するものであつたかもしれない。しかし問題は、風土記抄が須衛都久社を最後に配置する形で風土記本文を復原した点にある。これまでこの点につい

表2 島根郡神社の記載順

細川家本	風土記抄	万葉緯本	田中卓校訂本 (風土記抄本)	古典文学大系本 (万葉緯本)	加藤義成校訂本 (細川家本)	沖森ほか校訂本 (細川家本)					
	布自伎弥社 多氣社 久良弥社 同波夜都武志社 川上社 長見社 門江社 横田社 加賀社 尔佐社 尔佐加志能為社 法吉社 生馬社 美保社 以上十四所 並在神祇官	布自伎弥社 多氣社 久良弥社 同波夜都武志社 川上社 長見社 門江社 横田社 加賀社 尔佐社 尔佐加志能為社 法吉社 生馬社 美保社 以上十四所 並在神祇官	布自伎弥社 多氣社 久良弥社 同波夜都武志社 川上社 長見社 門江社 横田社 加賀社 尔佐社 尔佐加志能為社 法吉社 生馬社 美保社 以上十四所 並在神祇官	布自伎弥社 多氣社 久良弥社 同波夜都武志社 川上社 長見社 門江社 横田社 加賀社 尔佐社 尔佐加志能為社 法吉社 生馬社 美保社 以上十四所 並在神祇官	布自伎弥社 多氣社 久良弥社 同波夜都武志社 川上社 長見社 門江社 横田社 加賀社 尔佐社 尔佐加志能為社 法吉社 生馬社 美保社 以上十四所 並在神祇官	布自伎弥社 多氣社 久良弥社 波夜都武志社 川上社 長見社 門江社 横田社 加賀社 尔佐社 尔佐加志能為社 法吉社 生馬社 美保社 以上十四所 並在神祇官					
大崎社 太崎川辺社	大崎社 大崎川辺社	大崎社 大崎川辺社	大井社 阿羅波比社	大井社 阿羅波比社	大井社 阿羅波比社	大崎社 太崎川辺社					
朝酌下社 努那弥社 椋見社	朝酌上社	朝酌社	三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質留比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈頭美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質留比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈頭美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質留比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈頭美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	朝酌下社 努那弥社 椋見社	朝酌上社	朝酌社	朝酌社	朝酌社	朝酌社
	大井社 阿羅波比社 三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質簡比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈須美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	大井社 阿羅波比社 三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質簡比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈須美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	大井社 阿羅波比社 三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質簡比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈須美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	大井社 阿羅波比社 三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質簡比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈須美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	大井社 阿羅波比社 三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質簡比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈須美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	大井社 阿羅波比社 三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質簡比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈須美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社	大井社 阿羅波比社 三保社 多久社 蠅堵社 同蠅堵社 質簡比社 方結社 玉結社 川原社 虫野社 持田社 加佐奈子社 比加夜社 須義社 伊奈須美社 伊奈阿氣社 御津社 比津社 玖夜社 同玖夜社 田原社 布夜保社 加茂志社 一夜社 小井社 加都麻社 須衛都久社 大崎社 大崎川辺社				
以上卅五所 並不在神祇官	以上卅五所 並不在神祇官	以上卅五所 並不在神祇官	以上卅五所 並不在神祇官	以上卅五所 並不在神祇官	以上卅五所 並不在神祇官	以上卅五所 並不在神祇官					

* 表中の校訂本の（ ）内は底本。点線内は補訂部分。

* 各校訂本の出典は以下の通り

田中卓校訂本：『田中卓著作集』第8巻（国書刊行会、1988年、初出1953年）所収

古典文学大系本：秋本吉郎校註、日本古典文学大系『風土記』（岩波書店、1958年）所収

加藤義成校訂本：加藤義成『修訂出雲國風土記参究』（松江今井書店、1957年）所収

沖森ほか校訂本：沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編著『出雲國風土記』（山川出版社、2005年）所収

てはほとんど注目されてこなかつたが、風土記抄は「須恵都久社ハ松江城下ノ氏神ニシテ而今ノ末次大明神則是也」と説明しており、その思想を考える上で見逃せない点だとと思われる。

須衛都久社は、現在松江市の宍道湖大橋北詰に鎮座する須衛都久神社に対応する。『雲陽誌』は熊野權現すなわち末次熊野大神のこととし「天正二年の棟札あり。是より以前の棟榜古記もありつれども、毛利と尼子の兵火にて皆焼失たりといへば、勧請の時代しつれず。慶長年中、堀尾吉晴富田の城を松江へ移てより、金城の鎮守としたまへり」と、堀尾吉晴が松江城を築城してから鎮守となつたことを記している。^{〔51〕}

松江石橋町の渡部彝（小笠屋良兵衛）が天保四年（一八三三）に執筆、刊行した『出雲神社巡拝記』（以下、巡拝記）では末次熊野神社（須衛都久社）からはじまり、照床大明神、春日大明神の順に記載される。渡部彝は松江藩家老三谷権大夫・乙部九郎兵衛の援助をうけて、文政十二年（一八二九）から延喜神名式・風土記所載神社の調査をはじめ、後には浜田藩の国学者岡部春平らとともに調査を続けた。その成果が岡部春平の『出雲風土記考』とこの巡拝記として刊行された。^{〔52〕}巡拝記は、延喜式・風土記所載の出雲国内神社巡拝の手引として著されたもので、携行可能な小型の版型になつていて、実際にこの巡拝記通りに神社巡拝の旅をした例が知られ、近世末期の出雲に与えた影響は大きかつた。^{〔53〕}その巡拝の出発点として位置づけられているのが須衛都久社であり、「当社只今は忝なくも 藩君の御産砂神」とされ、藩主松平家の子孫繁栄とも結びつけられているのである。松江藩、松平家、松江の鎮守として意識されており、それは百五十年以上前の岸崎佐久次の時代でも同じだったとみてよいのではないだろうか。

こうした須衛都久社と類似する配置が意宇郡の売布社でもみられる。風土記本文では売布社は意宇郡「在神祇官」四八社中二六社目に記載されている。それに対し風土記抄では「在神祇官」「不在神祇官」の別なく比定された社について、まず熊野大社から始まつて山代社まで意宇郡の社、次に夜麻佐社から食師社まで能義郡の社、最後に「一社だけ孤立して再び意宇郡の売布社について記している。しかも「売布社者、座「于松江白肩津」之神社也、古事記書「青雲國白肩」、則出雲國白肩之津是也」と、あえて意宇郡ではなく松江白肩（白潟）津の神社であるとし、白肩の由来を『古事記』の記述に求めている。白潟は末次と大橋川を挟んだ対岸にあたり、松江の一部を形成している。

意宇郡神名の末尾には、

蓋、夫我国者天神之降迹、而且出雲者、大己貴之鎮座神事之根源也、愚老雖^三多年探^二索於此事^一、然上古載籍珍泯、而不^レ歎、諸社來由、知^レ之者鮮矣、故往往未^レ遑^三于考^二正之^一、實可^二以憾^一哉、是則、忘^二予之固陋^一、所^三以於^二此鈔^一也、
と、出雲がオオナムチの鎮座する神事の根源だとする意識に基づき、神社の由来を明らかにすることが風土記抄執筆の目的だと記している。それゆえに、島根郡のみ神社とその由来が空白になつてしまふことは、岸崎にとつては避けたいものだつただろうし、そのなかで松江の位置づけも明確にしたかったのであろう。そこに松江城下の神社を最後に配置する意味があつた。

（3）郷村記述の特徴

風土記抄のもう一つの大きな特徴は郷の記述にあり、すべての郷の

表3 風土記抄の郡郷と村の対応

風土記郡郷	比定された村	村の所属郡	風土記郡郷	比定された村
意宇郡	母理郷 草野、十年畠、日波、赤屋、横屋、峠内 三坂、大比良、井尻市、高江、福富、小竹、母理市、北安田村南辺	能義郡	朝山郷 馬木、宇奈手、野尻、稗原	馬木、宇奈手、野尻、稗原
	屋代郷 吉佐、安田宮内、未明、閑村、		日置郷 塩治（伴部、大井谷、馬場、神原）	塩治（伴部、大井谷、馬場、神原）
	楯縫郷 清井、清瀬、野外、門生		塩治郷 塩治（只谷、今市、大津（来原、石塚、中ノ村））、武志、大塚、渡橋	塩治（只谷、今市、大津（来原、石塚、中ノ村））、武志、大塚、渡橋
	安来郷 安来市、同宮内、和田、黒鳥、島田		八野郷 矢野、白枝、小山	矢野、白枝、小山
	山国郷 吉田、柿谷、鳥木		高岸郷 塩治（高西）、天神、渡橋（阿利原）	高岸郷 塩治（高西）、天神、渡橋（阿利原）
	飯梨郷 飯梨、引弘、実松、矢田、古川、新宮、富田、田原		古志郷 古志、芦渡、知井宮	古志郷 古志、芦渡、知井宮
	舍人郷 吉岡、月坂、赤崎、沢村、野方、折坂		滑狭郷 神西市場、二部、三部、常楽寺、畑	滑狭郷 神西市場、二部、三部、常楽寺、畑
	大草郷 大草、日吉、岩坂、大庭、佐草		多伎郷 奥田儀、口田儀、小田、多伎、久村	多伎郷 奥田儀、口田儀、小田、多伎、久村
	山代郷 山代、竹屋、八幡、間潟、矢田、津田、乃木阿手奴伎		神戸里 所原村神所	神戸里 所原村神所
	拝志郷 林、来待		余戸里 橋波、吉野、高津屋、東村、八幡原、一窪田、左津目、山口	余戸里 橋波、吉野、高津屋、東村、八幡原、一窪田、左津目、山口
意宇郡	宍道郷 白石、宍道、佐々布	意宇郡	狹結駅 古志市	狹結駅 古志市
	余戸里 意東、揖屋		多伎駅 多伎	多伎駅 多伎
	野城駅 松井、中津、中島、田瀬		熊谷郷 下熊谷、上熊谷	熊谷郷 下熊谷、上熊谷
	黒田駅 阿太加夜、竹屋		三刀屋郷 三刀屋市、給下、伊萱、安田、尾崎、栗谷、殿川内、大谷、屋内、法師田、里坊	三刀屋郷 三刀屋市、給下、伊萱、安田、尾崎、栗谷、殿川内、大谷、屋内、法師田、里坊
	宍道駅 宍道市		飯石郷 多久和、中村、六重、神代、川手	飯石郷 多久和、中村、六重、神代、川手
	出雲神戸 大草郷中明神付近		多禰郷 掛合、多根、松笠、坂本、乙多田、加食田、掛合宮内、吉田	多禰郷 掛合、多根、松笠、坂本、乙多田、加食田、掛合宮内、吉田
	加茂神戸 大塚村四府大明神社辺		須佐郷 宮内、朝原、反部、大路、原田、入間、竹尾、穴見	須佐郷 宮内、朝原、反部、大路、原田、入間、竹尾、穴見
	忌部神戸 東忌部、西忌部、玉作湯市、面白、大谷		波多郷 畑村、四津見、八神、角井、刀根、志師	波多郷 畑村、四津見、八神、角井、刀根、志師
	朝酌郷 朝酌、福富、大井、大海崎	島根郡	来島郷 上來島、中來島、下來島、赤穴、佐見、油央、花栗、長谷、都加賀	来島郷 上來島、中來島、下來島、赤穴、佐見、油央、花栗、長谷、都加賀
	山口郷 東川津、西川津、川原、西尾		三処郷 上三処、下三処、富田、簾村、琴枕、高芝、久比須、中湯野、西湯野、梅木、大内原、加食、乙多田、塙原、角木、石原、里田、馬馳、矢谷、広瀬、湯野原、神畑、郡村	三処郷 上三処、下三処、富田、簾村、琴枕、高芝、久比須、中湯野、西湯野、梅木、大内原、加食、乙多田、塙原、角木、石原、里田、馬馳、矢谷、広瀬、湯野原、神畑、郡村
島根郡	手染郷 多須見、長見、野原、別所、下宇部尾		仁多郷 上布勢、下布勢、前布勢、佐白、八代、中村	仁多郷 上布勢、下布勢、前布勢、佐白、八代、中村
	美保郷 関村、福浦、森山、雲津、諸喰		三沢郷 湯村、襤屋、北原、尾原、石村、比羅田、下鴨倉、上鴨倉、四日市、原田、鞍掛、乙社、大吉、川内、三成、堅田、大谷、高尾、大馬木、小馬木、下阿井、上阿井	三沢郷 湯村、襤屋、北原、尾原、石村、比羅田、下鴨倉、上鴨倉、四日市、原田、鞍掛、乙社、大吉、川内、三成、堅田、大谷、高尾、大馬木、小馬木、下阿井、上阿井
	方結郷 片江浦（僧都、玉江）、七類浦		横田郷 竹崎、代山、中帳、五反田、馬場、角村、横田市、大曲、下横田、原田、樋口、稻田、久羅屋、福頬、八川	横田郷 竹崎、代山、中帳、五反田、馬場、角村、横田市、大曲、下横田、原田、樋口、稻田、久羅屋、福頬、八川
	加賀郷 加賀浦、大芦、御津		神原郷 神原	神原郷 神原
	生馬郷 東生馬、西生馬、薦津、浜佐田、国屋、比津、下佐田		屋代郷 東三代、西三代	屋代郷 東三代、西三代
	法吉郷 法吉、春日、末次（中原、黒田、奥谷、菅田、末次）		屋裏郷 宇治、南加茂、加茂、中村、延野、大竹、猪尾、岩倉、新宮、砂子原、近松、立原、大崎	屋裏郷 宇治、南加茂、加茂、中村、延野、大竹、猪尾、岩倉、新宮、砂子原、近松、立原、大崎
	余戸里 本庄、新庄、邑生、上宇部尾		佐世郷 下佐世、上佐世、大ヶ谷、飯田、養加	佐世郷 下佐世、上佐世、大ヶ谷、飯田、養加
	千酌駅 北浦、千酌、笠浦、瀬崎、野井、野浪		阿用郷 西阿用、東阿用、岡村、川合、上久野、下久野、下阿用、清田、大木原、金坂	阿用郷 西阿用、東阿用、岡村、川合、上久野、下久野、下阿用、清田、大木原、金坂
秋鹿郡	恵曇郷 江角、古浦、武代、本郷	秋鹿郡	海潮郷 須我、引坂、薦沢、山王寺、南村、北村、小川内、加利畑、塙田、箱淵、笙谷、湯村、飛石、新庄、田中、成木、織部、稻村、大東市、山田	海潮郷 須我、引坂、薦沢、山王寺、南村、北村、小川内、加利畑、塙田、箱淵、笙谷、湯村、飛石、新庄、田中、成木、織部、稻村、大東市、山田
	多太郷 岡本、大垣		来次郷 西日登、東日登、寺領、中谷、来次市	来次郷 西日登、東日登、寺領、中谷、来次市
	大野郷 大野、魚瀬、大垣村高宮明神山辺		斐伊郷 大東下分、大西、前原、仁和寺、遠所、幡屋	斐伊郷 大東下分、大西、前原、仁和寺、遠所、幡屋
	伊農郷 伊野、伊野浦、波多浦			
	神戸里 佐田宮内、庄村、常相寺、古志、古曾志、西浜佐田			
楯縫郡	名分、上佐田、下佐田	島根郡		
	佐香郷 小佐加恵、佐加、園、鹿恩寺			
	楯縫郷 多久、多久谷、岡田、布崎、古井津、三津、只浦、塙津			
	玖潭郷 久多美、東郷、福村、海苔石谷、鎌浦、十六島、古津			
	沼田郷 平田、西代、出来洲			
出雲郡	神戸里 海苔石谷六社大明神神戸	出雲郡		
	余戸里 万田、本庄			
	健部郷 神庭、羽根、武部、学頭、吉成			
	漆治郷 上直江、下直江、			
	河内郷 伊保、岩階、阿官			
出雲郡	上郷、船津、中島	神門郡		
	出雲郷 求院、出西、富村、氷室、神守			
	杵築郷 宮内、越峠、市場、中村、大土地、小土地、赤塚、仮宮			
	伊努郷 高浜（久佐加、矢尾、石臼）			
	東林木、西林木			
出雲郡	美談郷 美談	出雲郡		
	今在家			
	宇賀郷 宇賀、国富、唐川、別所、川下、井呑			
神戸里	神立、千家、北島、井上、別名、鳥屋	楯縫郡		
		出雲郡		

* 神門・飯石・仁多・大原郡・村の所属郡は風土記と同じ。

* 拝志郷の比定、桑原文庫本になし。『風土記俗解抄』(風土記抄異本)により補う。

* 斐伊郷の比定、大原郡家比定地と同じ。

比定を行つてゐる点である。この比定は、神社の場合と同様に後世の風土記研究においても先行研究の一つとしてその当否が検討される。しかし直ちにその当否を論じる前に、そのもつ意味を岸崎佐久次とその時代の問題として捉え直してみる必要がある。

表3に、風土記抄における各郷・里・駅の比定を示した。その記述の多くはたとえば次のようになつてゐる。

此郷者、併乎草野村・十年畠村・日波村・赤屋・横屋・峠内・三坂・大比良・井尻市・高江・福富・小竹（此處今俗曰「井尻」也）母理市・北安田村南辺等之地（以為「一郷」也、（能義郡母里郷）

いくつかの村名を挙げ、それらを併せて一郷とするという形式である。『雲陽大数録』に村高とともに列举される村・浦の一覧と対比してみると、比定地の名称の約九割がそれらの中に含まれる。風土記郷を地方支配単位である村・浦に明確に対応させていることがわかる。

逆に『雲陽大数録』の村・浦で風土記の郷・里・駅に対応するのは約七割にとどまる。岸崎の時期でも、風土記郷に対応できない村が少なからず存在したと考えられる。しかし風土記抄はそれらの村についても、たとえば次のように記述する。

又有「此郷北、庄原・久木両村」、是等上古水沢中、近世埋成「民居」、福富・黒目・澳洲・中村是亦久木之支村也。（出雲郡健部郷）往古有「此郷中菱根池」、出雲川下流也、此川從「伊努郷東転」、而後無「根源」、為「洿池」、然寛永年中、神門郡矢野郷小山村今之三木氏吉右衛門之祖父与兵衛尉、相「土地之便宜」、新堀「於川」、疏壅塞「、通「水路」、水澤沮洳、漸燥、成「肥田」、乃合「平修埋兎・菱根・入南・矢島・江田・浜村等六箇村」、總五千斛許也、

（出雲郡杵築郷）

それぞれかつては水沢の中、池底であつたりして、後世に耕地が開発された村が形成されたという歴史を述べる。とくに能義郡、出雲郡、神門郡に同様の記述が目立ち、能義平野や出雲平野における開発の状況が示されているといえる。

風土記郷の一部とされた村についても、風土記と直接つながらない歴史が述べられる場合もある。たとえば意宇郡飯梨郷では

又聞富田城、平家勇士悪七兵景清之所築也、曆心比、塩治高貞居住于此城。明徳年中、佐々木治部少輔高範居之領「於此国」、塩治駿河守亦守之、近世、尼子氏世々拠「于此城」、到乎義久、為「毛利元就」、所「屠」於此城、而遂失乎國矣、其後堀尾帶刀領「於雲隠」復保之、及慶長十三年、与「子息忠氏」議而相攸于今松江之地、關「金城於萬基」矣、

と、飯梨郷に属すとされた富田村（広瀬）に関わって、富田城の築城以来の歴史を堀尾吉晴の松江城移転まで略述する。

また意宇郡山代郷では、「有「山代村」也、此郷併乎竹屋・八幡・間潟・矢田・津田・乃木・阿手奴伎等辺（以為「一郷」としたうえで、竹屋村から乃木村までの神社およびオオナムチの神話を述べた後に、
「有「松江大橋」、是則島根・意宇二郡之界也、而往」是此川無「杠梁」、亦無「乘輿」涉人之子產上、而民病「涉也、慶長十三年堀尾帶刀初成「大梁」、通乎南北之人」云」と、松江大橋が堀尾吉晴によつて架橋された由來が述べられる。

う。地方役人としての岸崎の立場を考えると、風土記抄の関心は、むしろ現在の村を起点に、それらを風土記郷に対応させること、村の由来を明らかにすることの方にあつたというべきだろう。

三 風土記抄の歴史意識

(1) 松江の由来

前章で論じた点を、島根郡法吉郷の記述でもう少し検討してみたい。法吉郷は松江城の所在する地域だと岸崎は考えている。

法吉郷、郡家正西一十四里二百卅歩、神魂命御子、宇武加比売命、法吉鳥化而飛度、静坐此所、故云法吉、

という風土記本文に対して、鈔曰として以下の(a)～(f)が記される。

- (a) 一十四里二百卅歩者、今一里十五町五十間、合法吉及春日・末次三所、以為法吉郷也、今末次有五箇名、曰中原・黒田・奥谷・菅田・末次、
- (b) 所謂、宇武賀比売命、飛度所座者、法吉村中、宇久比須谷是也。從此處、四町西南、有大森大明神社矣、
- (c) 又、此郷中、有白髮之墨跡、聞、尼子氏秉於國柄之時、家臣松田氏伊豆守・同左近・同兵庫割拠于此、弘治年中、毛利元就、傾於尼子氏之時、屯營陣於荒隈山、先追走松田之城、而白髮城北東、持田村山、從元就、置斥侯、遂略屠富田本城、尼子義久不利、降于元就、請和云、
- (d) 蓋、末次五箇、都五千斛許編戸也、先如云、慶長中、堀尾帶刀、去富田、徙士于此處、曰松江城、蓋、此處、有巨口細鱗

之佳味、故名之松江也、

(e) 又、有末次内中原南辺、荒隈灘磯、按、大日貴命、与少彦名、戮力一心、經嘗天下、遂到出雲國乃、真言曰、夫葦原中國、本自荒芒云々、然則、阿羅和美字、可為本字荒芒、後改作荒隈者也、又、以中津国中字、置上、以葦原原字、加下、以曰中原、

(f) 又、昭床社者、社家者之言、合祭少彦名・高皇產・天照太神・素戔烏命及大穴持命等五神、所謂、神与吾能相作此国耶、是時、而有光、海依來云々、故、号昭床大明神云、徙春日村本宮社于奥谷、而曰春日大明神矣、

まず(a)では、法吉郷の比定を行い、法吉・春日・末次(中原・黒田・奥谷・菅田・末次)をあわせた地域だとする。(b)では、郷名の由来にかかわって、ウムカイヒメ命の鎮座する場所を法吉村の宇久比須谷にて、その西南に大森大明神があるとする。後の法吉社の項では「法吉社、祭宇武加比賣命、今大森大明神是也」としている。その後話題が転換して(c)法吉郷の北辺に位置する白鹿城跡(白髮之墨跡)と毛利元就の尼子攻めについての記述になる。法吉郷の西辺荒隈山に毛利元就が陣を敷き、松田誠保らの守備する白鹿城を攻略して、その北東、持田村の山に斥候を置き、ついに富田城を攻略し、尼子義久が降伏したことが述べられる。そして(d)慶長年中に堀尾吉晴が富田城から移つて、末次に松江城を築いたこと、松江の名称の由来が述べられる。続いて(e)荒隈・中原の地名の由来をオオナムチと葦原中国に求めた説明がなされる。オナムチがスクナヒコナと天下をつくり出雲国に到来したとき、葦原中国は「荒芒」だと言つたことに由来する「荒芒」が「荒隈」になつた

とし、また中津国の「中」と葦原の「原」をとつて「中原」となつたとする。

する。最後に(f)照床大明神と春日大明神が移された話で締めくくられる。

風土記の法吉郷の説明でありながら、実は末次すなわち松江城と城下橋北地区の由来をオオナムチにさかのぼつて説明する記述になつていることがわかる。

これに対し、たとえば内山真龍の『出雲風土記解』では、郷名について風土記抄の(a) (b)の内容を述べるが、あとは法吉すなわち鶯とウムカイヒメに関する考証を展開する。ウムカイヒメは『古事記』の蛤貝比壳（ウムカイヒメ）にあたるとして、オオナムチが八十神に迫害され死んでしまつた時、カミムスビがキサカイヒメとウムカイヒメを派遣して蘇生させたという話を『古事記』から引用する。さらにウムカイを約してウムキとなるとして、ウムキ＝蛤貝について述べている。⁽⁵⁸⁾

遠江の国学者であり、風土記を通じて古代さらには神代を探究しようとしていた内山真龍にとつては、法吉郷と松江との関係、尼子氏や毛利氏がかかわる歴史、荒隈や中原の地名考証などにあえて言及する必要はなかつたのである。

これまでみてきたように、風土記抄では神社のほか、松江大橋、堀尾吉晴、松江城など松江にかかる記述が随所にみられた。風土記注釈を借りながら松江の由来を語りたい岸崎の意識がみてとれる。さらに、現在では一般的に松江築城以前は沼沢の広がつていたと考えられるこの地域⁽⁵⁹⁾の由来を、風土記から神代まで結びつけようともしているのである。

(2) 序文にみる歴史意識

松江地域の由来にこだわる岸崎の意識は、松平家と藩の中心地としての位置づけによるものでもあるが、次に掲げる風土記抄の自序に表れる歴史意識とかかわつてくる。

A 熟古今の様を考みるに、夫天地初てひらくるの時、高天の原に化出るの神聖の御名を天御中主の御事と申す。其神より七代にあたりて、伊佐奈伎・伊佐奈美の二人の神相娶して、一女三男を產生し給ふとなり。其一女天照太神を天の御位の神の初として、其より五代宇加夜布伎阿和世須の神の御子神武天皇をもつて王位の初となしたてまつり、今の御帝まで天照太神の御神流にあらずといふ事なし。

B 又天照太神の弟月弓の命は、天照太神に隨ひ奉りて政をなさしめたまひぬ。其次天津古屋根の命も同しき職に備りて執行はしめ給ふ。今の攝政の其祖ならし。

C 又天照太神の弟須佐能袁命、其御子大己貴神まで二代共に天下の大事をことを知しめされ給へは、代々の將軍家の初りにして、武家にとりはき崇ひ奉るへき御神ならさらむや。

D 亦天孫爾尔岐の命に天下の大事をゆづり奉りて、大己貴命は出雲の國のみ御領となさしめ、天穗日の命を祭主となし、杵築大社にまします。其穗日命は乃国造の遠御祖なり。然れば則ち大社は出雲一国の主の初ともいふべし。其後一国を領する神人中絶せる事幾何そや。近世尼子氏、富田の城にあつて出雲の国を守る。其次毛利元就、芸州広島の城に有て此国を治む。慶長のはじめ堀尾帶刀高階朝臣吉晴公、同出雲守同姓忠氏父子共に富田に有て雲隠両国を治む。

同山城守同姓忠晴祖父帶刀と相議して、慶長拾三年松江に城を移して、寛永十（癸酉）のとしまで山城守一国を領す。其次京極若狭守源朝臣忠高公同じ年号十四（丁丑）まで雲隱并石州銀山までも治め給ふ。同じ年号拾五（戊寅）の年 東照大權現前征夷大將軍正一位左大臣左大將源家康公御子、越前國主從三位中納言兼三河守源秀康公の御三男、出雲の國主從四位上左近衛權少將兼出羽守源直政公（仮名松平）御入国。其御子出雲國主從四位下侍從兼出羽守源

朝臣綱隆公、其御子出雲國主從四位下侍從兼出羽守源綱近公、相隨ひて雲隱両国を守り給ふ。されば大穴貴命より綱近公にいたるまで九代ならでは、一国一城をたもち給ふ君はなし。此末幾千万歳の国民を恵み目出度さかゆき給ひなん。

まずAでは、天地開闢、天御中主神から、イザナキ・イザナミ、天照大神から神武、そして現天皇へとつながる天孫としての皇統意識が示される。続いてBでは、天照大神に隨い政をとつた月弓命・天古屋根命の流れが今の攝政につながるという、摂関藤原氏の執政の由来が示される。Cではスサノオ・オオナムチの天下統治が將軍家の始まりであると武家統治の由來が述べられる。天照大神を基軸に神代から人の歴史へと天皇、公家、武家の統治を体系化しているのである。

それをうけてDでは出雲国統治の歴史が述べられる。天孫に国譲りしたオオナムチが出雲国を領地として杵築大社に鎮座したことにはじまり、その後の断絶をはさんで尼子氏、毛利元就、堀尾吉晴・忠氏父子、忠晴、京極忠高、そして松平直政、綱隆、綱近と出雲国領主の推移を述べる。以上を「大穴貴命より綱近公にいたるまで九代」と総括しているように、オオナムチから松平氏へと続く出雲国統治の歴史がつづられ

るのである。A～Cを前提としてDの歴史が述べられることで、他国から転封により入部し出雲国の領主となつた松平氏をオオナムチ以来の出雲の歴史のなかに組みこみ、オオナムチを継承するものとしてその出雲統治を正統化する歴史意識を示しているものといえる。

おわりに

風土記抄の特徴は、郷名など地名、神社のほぼすべてにわたって見在地や見在社と対応させ、対応しない村や寺社を含めて、その由来、歴史をできるだけ多く記述している点にある。これは見在地、見在社の視点に立つと、十七世紀後半以降に各地で編纂されるようになる近世地誌にも類似してくる。風土記抄の地名・神社比定はその誌としての側面をもつといつてよい。風土記抄の地名・神社比定はその後『雲陽誌』などの地誌類や神社研究に継承されていく。松江藩においては『懐橘談』と『雲陽誌』の間に位置する地誌としての位置づけを与えてよいのではないだろうか。

岸崎佐久次は地方役人として、松江藩の地方支配制度の成立に大きな役割を果たした。それは、松江藩の支配体制のなかにおける地域の枠組みをつくりあげる作業であったといつてもよい。それと並行して郷村・神社調査を進め、それが風土記抄に結実していくということとは、そぞうした岸崎自身がかかわった地域の枠組みとその裏付けとしての歴史を示していくことでもあつた。同時に他国から入部し支配体制を構築しつつあつた松江藩松平氏にとつても、その領国支配をオオナムチ以来の出雲の歴史の中に位置づけることにもなるのであつた。

そしてそれに大きく影響したのが、ちょうどその時期に下向した黒沢石斎と『懐橘談』であり、寛文年間の杵築大社の正殿造営遷宮と神仏分離の進行であり、オオナムチ（大国主）の位置づけの再認識だった。

しかしこれは松江藩だけの動向ではなかった。寛文印知は、中世以来の郷名等を『和名類聚抄』等との比定や現地調査に基づいて古代に復する作業をともない、諸藩ではこの作業を通じて自らの領国とその歴史に直面し、それが地誌編纂の動きにもつながったとされる。さらに寺社統制も大きく影響した。会津藩では山崎闇斎らの思想的影響もあり、寺院整理や神仏分離が進められ、そのために寺社縁起調査が行われたことも『会津風土記』編纂につながったとされる。水戸藩でも徳川光圀が寺社現況調査を行い寺社統制を進め、寛文七年（一六六七）の『常陸国風土記』編纂につながったと指摘されている。⁽¹⁾ 松江藩でも寛文年間以降神社統制は大きな問題となり、杵築大社と佐太神社の間で出雲国内の神職支配をめぐる争論も展開される。⁽²⁾ 風土記抄で神社比定に大きな比重が置かれているのも、こうした動向と無関係ではないだろう。

岸崎佐久次の風土記抄は、十七世紀後半の松江藩松平氏とそれをとりまく近世社会全体の動向を見通したなかに歴史的に位置づけられなければならない。これまで往々にしてみられたような、それらから切り離した風土記の先駆的研究としてのみ扱うべきではない。歴史的に相対化して読み解いていかなければならないのである。

【注】

（1）小山正成『内山真龍の研究』（世界聖典刊行協会、一九七九年、初版一九五〇年）、田中卓「出雲国風土記諸本の研究」（田中卓著

作集8『出雲国風土記の研究』（国書刊行会、一九八八年、初出一九五三年）など参照。

（2）加藤義成『修訂出雲国風土記参究』（松江今井書店、一九五七年）。

（3）近世の出雲国風土記と風土記抄そのものに関する研究は多くない。田中卓注（1）前掲論文、加藤義成注（2）前掲書、同「出雲風土記研究の先達岸崎時照伝」（古代文化叢書1『出雲国風土記論究』上巻、島根県古代文化センター、一九九五年、初出一九五四年）同「島根県下に伝存する『出雲国風土記』写本について」（同上書所収、初出一九七二年）、大日方克己「江戸時代の出雲国風土記」（乾隆明編著『松江藩の時代』、山陰中央新報社、二〇〇八年）などを。

（4）櫻木保『松江藩の地方役岸崎佐久次—免法記・田法記』（島根県土地改良事業団体連合会、一九六七年）。本稿では『免法記』『田法記』は同書の翻刻による。

（5）『宍道町史』通史編下巻第四章「宍道町の近世」（小林准士執筆、二〇〇四年）。

（6）『大社町史』中巻（出雲市、二〇〇八年）、当該項は池橋達雄執筆。

（7）『出雲風土記抄』は島根大学附属図書館所蔵桑原文庫本による。なお、国文学研究資料館データベース古典コレクション『兼永本古事記・出雲国風土記抄』CD-ROM（岩波書店、二〇〇三年）にも所収。

（8）加藤義成注（3）「出雲風土記研究の先駆岸崎時照伝」が、ほどんど地方巡りの機会をもつ職にあつたので、國中を巡り風土記抄を著すことができたと指摘している。

- (9) 美多実「『出雲』を何故「シユツトウ」と読むか」（古代文化叢書7『風土記・斐伊川・大社』、島根県古代文化センター、二〇〇一年、初出一九六六年）は、「郡村の行政区画の実情調査には異常な情熱を払つて居り、その風土記に照應した行政区画の調査は、地方行政体系の編成に決して影響なしとは云えないと思う」と、岸崎佐久次の地方役人としての職務と風土記抄の関係について言及している。
- (10) 島根県立図書館所蔵。
- (11) 『松江市誌』（一九四一年、復刻一九七三年）一六八四～八五頁。
- (12) 『新修島根県史』史料編2近世上（島根県、一九六五年）五一一頁。
- (13) 池橋達雄「出雲の近世絵図について」（島根大学附属図書館編『絵図の世界—出雲国・隱岐国・桑原文庫の絵図』、ワン・ライノ、一〇〇六年）、同「岸崎佐久次の仕事」（乾隆明編著『松江藩の時代』、山陰中央新報社、二〇〇八年）、多久田友秀「大社町域の新田開発」（『大社町史』中巻第四章第五節、二〇〇八年）など。
- (14) 美多実注（9）前掲論文、池橋達雄注（13）前掲論文など。
- (15) 『新修松江市誌』第二編第四章第三八表「松平氏検地帳現在数調」（長谷川義典執筆、一九六二年）、池橋達雄「松平氏の検地と徵租」（前掲『大社町史』中巻）など。
- (16) たとえば小林准士注（5）前掲論文は、この時期の旧宍道町域（現松江市宍道町）における村の形成を具体的に明らかにしている。
- (17) 『新修島根県史』史料編近世上一三〇～一六八頁。
- (18) 小林准士注（5）前掲論文、池橋達雄注（15）前掲論文など。
- (19) 高埜利彦「元禄の社会と文化」（高埜利彦編『日本の時代史15元禄の社会と文化』、吉川弘文館、二〇〇三年）。
- (20) 寛文印知については、藤井譲治「家綱政権論」（松本四郎・山田忠雄編『講座日本近世史4 元禄・享保期の政治と社会』、有斐閣、一九八〇年）、大野瑞男「領知判物・朱印状の古文書学的研究—寛文印知の政治史的意義（一）—」（『史料館研究紀要』一三、一九八一年）など。
- (21) 史料館叢書1『寛文朱印留』（国立史料館、一九八〇年）。
- (22) 『徳川実紀』寛文四年七月十一日条。
- (23) 千葉和人「寛文印知」と奥羽地方」（『青山史学』一三、一〇〇五年）。
- (24) 白井哲哉『会津風土記』と地誌編纂の思想』（『日本近世地誌編纂史研究』、思文閣出版、一〇〇四年）。
- (25) 大野瑞男「江戸時代の郷名」（『月刊百科』一二二七、一九八一年）、千葉和人注（23）前掲論文。
- (26) 白井哲哉注（24）前掲論文。
- (27) 白井哲哉注（24）前掲論文。
- (28) 千葉和人注（23）前掲論文。
- (29) 杵築大社の正殿造営と神仏分離については、西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』（原書房、二〇〇四年、初版二〇〇二年）、および「杵築大社の中興と消長」（『大社町史』中巻第四章第四節、二〇〇八年）。
- (30) 西岡和彦注（29）前掲書。
- (31) 『続々群書類從』所収『会津風土記』。

(32) 山崎闇齋と出雲国風土記の関係については、田中卓注（1）前掲論文。

(33) 西岡和彦注（29）前掲書。

(34) 『出雲国風土記』日御碕神社本奥書に「日本風土記六十六巻、今
纔存出雲国記一冊而已、是神國之徵兆也、依為當國之靈物、奉寄進
日御碕社者也」とあり、寛永十一年七月の年月と「從二位行權大納
言源朝臣義直」の名と花押が附されている。本稿では日御碕神社本
は秋本吉徳編『出雲国風土記諸本集』（勉誠社、一九七四年）によ
る。

(35) 『懷橘談』序。『懷橘談』は本稿では続々群書類從所収本による。

(36) 『雲陽誌』は宝永二年（一七〇五）に松江藩主松平綱近により編
纂が命じられた。島根県内務部一九〇二年刊行、歴史図書社一九七
六年復刻版による。

(37) 秋本吉郎『風土記の研究』（ミネルヴァ書房、一九六三年）。

(38) 『出雲国風土記』細川家本奥書に「以江戸内府御本令書写、遂一
筆畢」とあり、慶長二年十月十二日の日付と「丹山隱士」（細川幽
斎）の名と花押が附されている。本稿では細川家本は前掲『出雲国
風土記諸本集』による。

(39) 以上の徳川家康の風土記収集、書写については、秋本吉郎注（37）

前掲書、藤本孝一『豊後国風土記解題』（『冷泉家時雨亭叢書』 豊後

国風土記・公卿補任』、朝日新聞社、一九九五年）。

(40) ただし「駿河御譲本」のなかには出雲国風土記の名はみえない。

名古屋市舞鶴図書館『蓬左文庫駿河御譲本目録』（一九六二年）。

(41) 白井哲哉「近世政治権力と地誌編纂」『歴史学研究』七〇三、

一九九七年）、同「近世地誌の系譜と成立」（白井哲哉注（24）前掲
書所収）。

(42) 写本系統の研究は多岐にわたり、ここではその詳細を省略する
が、田中卓注（1）前掲論文、加藤義成注（2）前掲書および『校
本出雲国風土記』参考篇第1部「諸本の系統」・第2部「諸本概説」
(一九六八年)などが脱落本系、補訂本系に整理している。

(43) 加藤義成注（2）前掲書および注（42）前掲論文。

(44) 平野卓治『出雲国風土記』写本に關する覚書（島根県古代文
化センター『古代文化研究』四、一九九六年）。

(45) 細川家本・倉野本。日御碕神社本は「卅五所」とする。なお、倉野
本も前掲『出雲国風土記諸本集』による。

(46) 万葉緯本も同じ。万葉緯本も前掲『出雲国風土記諸本集』による。

(47) たとえば加藤義成注（2）前掲書。

(48) 平野卓治注（44）前掲論文。

(49) 加藤義成『出雲国風土記伝写の実態』（『出雲国風土記論究』上、
島根県古代文化センター、一九九五年、初出一九七一年）。

(50) 関和彦『出雲国風土記註論』（明石書店、二〇〇六年）は島根郡
須恵都久社の項で、「須恵都久社」で問題になるのは『出雲国風土
記』神名帳の「不在神祇官社」における掲載順序である。その部分
はあくまで補訂された部分ではあるが、生馬郷内神社の後に付さ
れたよう立派にあげられているのである。これが何を意味す
るのかは今後の課題としておきたい」と注意は喚起している。

(51) 須衛都久社について『松江市誌』は、もと龜田山にあつたが、堀
尾吉晴の松江城築城に先だって慶長十一年（一六〇六）ごろに茶町

内の元權現町に遷座し、延宝二年（一六七四）の洪水で社殿が破損し、翌三年に現在地に移転して社殿を造営したとする。関和彦注

(50) 前掲書は、「須恵都久」は「須恵器」を造る意で、旧社地は朝酌にあり龜田山に移された後、延宝二年に現社地に遷移・鎮座した移転したという「ふるさと城東」の説を紹介し、風土記島根郡朝酌郷の「大井浜（中略）陶器を造る」などの記述とあわせ、朝酌から最終的に現社地に移転してきた可能性を示唆している。

(52) 「末次〈茶町〉末次熊野神社〈記五〉須衛都久社」と記される。天保四年版本による。

(53) 渡辺彝、岡部春平らの神社調査とその意義については、小林准士「知の国学的展開と地域社会」『歴史学研究』七八一、二〇〇三年)、同注(5)前掲論文。

(54) 関和彦『古代出雲の旅—幕末の旅日記から原風景を読む』（中央公論新社、二〇〇五年）は、慶応二年（一八六六）、平田の廻船商家小村和四郎が自ら作成した巡拝記の抜書を手に神社巡拝の旅をした様子を、旅日記とともに紹介している。

(55) 前述の小村和四郎も、平田からわざわざ二泊かけて松江に出向き、二月二七日朝、末次神社（須衛都久社）から巡拝をスタートさせている。

(56) ただし、能義郡野城郷松井村に比定される野代社に関連して、調査屋社について言及している。

(57) 杵築郷条に述べる三木与兵衛尉と菱根池の開拓事業については、小山町郷土史研究会編『出雲平野の開拓—三木与兵衛の偉業』（小山町郷土史研究会、一九九二年）、多久田友秀注（13）前掲論

文などに詳しい。

(58) 国立国会図書館所蔵本による。

(59) たとえば日本歴史地名大系『島根県の地名』「松江城下」（平凡社、一九九五年）。

(60) 以上、白井哲哉注（24）前掲論文。

(61) 西岡和彦注（29）前掲書および前掲論文。